

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	区立幼稚園保育料徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、区立幼稚園保育料徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

港区教育委員会

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	区立幼稚園保育料徴収に関する事務	
②事務の概要	保育料徴収事務における住民税等の利用による保育料決定や徴収等、保育料徴収事務における保育料減免【寡婦(寡夫)控除のみなし適用含む】を行う。	
③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤	
2. 特定個人情報ファイル名		
子ども・子育て支援サブシステムファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第5条別表第三第3項、第4項、第4項の2	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第116項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	教育委員会事務局学校教育部学務課	
②所属長の役職名	学務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	教育委員会事務局学校教育部学務課 03-3578-2730	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 略 2 (仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例	1 略 2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の 保護及び提供に関する条例(平成27年6月 30日港区条例第28号)第15条の2 別表第3 項、第4項	事後	法令項目の確定のため
平成28年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない	①実施する ②行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情 報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第116項	事前	情報連携開始のため
平成28年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 い つ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	学務課長 新井 樹夫	学務課長 山本 隆司	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年6月 30日港区条例第28号)第15条の2 別表第三第 3項、第4項	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年6月 30日港区条例第28号)第15条の2 別表第三第 3項、第4項、第4項の2	事後	法令項目の確定のため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	教育委員会事務局学務課	教育委員会事務局学校教育部学務課	事後	組織改正に伴う変更
平成30年5月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 い つ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	学務課長 山本 隆司	学務課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運 営支援係	教育委員会事務局学校教育部学務課学事係	事後	組織改正に伴う変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人 情報の提供の制限)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人 情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情 報の保護及び提供に関する条例(平成27年港 区条例第28号) 第15条の2	3 港区個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例(平成27年港区条例第 28号) 第5条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明